

消費税率等の引き上げに伴うお知らせ

4月1日(火)から消費税率が5%から8%に引き上げられました。それに伴い、上下水道料金、簡易水道料金、廃棄物処理手数料、無垢島航路の運賃、津久見市公民館・津久見市民会館・スポーツ施設などの使用料等が変更になりましたので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

主な改定状況

料金等が変更されるもの		問い合わせ先
各種施設	津久見市公民館、津久見市民会館、市営グラウンド、武道館、総合運動公園、津久見市青少年研修センターの使用料・利用料金	生涯学習課 ☎82-9527
	津久見市漁村センターの使用料 漁港施設・漁業用ふ頭の使用料・占用料	農林水産課 ☎82-9514
	インフォメーションセンターの使用料	商工観光課 ☎82-9542
	保戸島診療所の手数料(文書料)	健康推進課 ☎82-9523
上下水道料金 簡易水道料金	5月検針(6月請求分)から適用いたします。	上下水道課 ☎82-9517
道路占用料 普通河川占用料 都市公園使用料	1か月未満の占用料および使用料が改定されます。	都市建設課 ☎82-9515
廃棄物処理手数料	し尿くみ取り手数料が、1荷(36リットル)につき360円に改定されます。	環境保全課 ☎82-9513
無垢島航路	大人片道運賃が860円、小人片道運賃が430円に改定されます。	政策企画課 ☎82-4111

※ 指定ごみ袋や証明書発行手数料等は変更ありません。

税務課 課税資産税班からのお知らせ

〈縦覧のお知らせ〉

縦覧とは、納税者が土地や家屋の評価額を確認し、その適正さを判断するためのものです。

- 期間および時間 / 4月1日(火)～4月30日(水)
8時30分～17時(土・日・祝休日を除く)
- 縦覧場所 / 税務課 課税資産税班(市役所別館1階10番窓口)
- 縦覧できる方 / 納税者(本人以外の場合は委任状が必要です。)
- 台帳の記載内容 / 土地……所在地番、地目、地積、評価額
家屋……所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

● 問い合わせ先 / 税務課 課税資産税班 ☎82-4111(内線128・129・130)